令和９・10 年度　鎌倉市学校給食用物資納入業者登録について

鎌倉市では、学校給食への物資の納入に当たっては、事前に学校給食等物資納入業者として登録をする必要があります。登録手続きについては、小学校給食、中学校給食のどちらか一方又は両方の登録をすることができます。

つきましては、令和９・10 年度の学校給食用物資納入業者の登録申請を下記のとおり受け付けますので、給食用物資の納入を希望する場合は、登録申請要件をご確認の上、申請手続きをお願いします。（令和４～８年度に登録をいただいた業者も再度登録申請の手続きが必要です。）

小学校給食及び中学校給食の概要、物資の発注や納入方法、請求方法等については、小学校及び中学校の「学校給食用物資納入の手引き」をご確認ください。

記

１　登録申請要件

⑴ 令和８年（2026 年）11 月１日現在、引き続き２年以上営業を営んでいること又は納入実績等から物資供給能力を有していると認められること

⑵ 令和８年（2026 年）11 月１日前に納期の到来した市民税を完納していること（法人にあっては法人市民税、個人商店にあっては代表者の市民税）

⑶ 食品衛生監視票による監視採点結果が８割以上であること（※食品衛生法に基づく営業許可が必要となる業種のみ）

⑷ 指示する期日、時刻及び場所に、指定された数量の物資を納入できること

２　申請に必要な書類

申請を希望する場合は次の①～⑥の書類を提出してください。なお、提出書類に不備等があった場合は、書類の修正や追加提出を求めることがあります。

	小学校給食用物資の納入を希望する場合	中学校給食用物資の納入を希望する場合
①	鎌倉市立小学校　学校給食用物資納入業者登録申請書【様式第１号】	鎌倉市立中学校　学校給食用物資納入業者登録申請書【様式５】
②	誓約書（小学校用）【様式第２号】	誓約書（中学校用）【様式６】
③	食品衛生監視票の写し（最近１年以内に管轄の保健所が発行したもの） ※食品衛生法に基づく営業許可が必要となる業種のみ提出 ※自治体独自の様式ではなく、国様式の食品衛生監視票の写しのみ可とします。	
④	〔食品衛生法に基づく営業許可業種〕食品営業許可証の写し 〔食品衛生法に基づく営業届出業種〕営業届出の事実がわかる書類（営業届・管轄の保健所が発行した証明書等の写し、食品衛生申請等システムでオンライン手続きをした場合は、申請が完了していることがわかる箇所を印刷等）	
⑤	納税証明書（法人にあっては法人市民税、個人商店にあっては代表者の市民税）	

	※原本（コピー不可）、直近の事業年度のもの	
⑥	納入希望校までの所要時間を記載した配送ルート略図（納入を希望する学校ごとに１枚）及び同日に複数校（最多）への納入を想定した所要時間を記入した配送計画ルート略図	

※①②の書類は、小中学校両方の登録を希望する場合、それぞれ提出が必要です。鎌倉市ホームページからダウンロードすることができます。

※③④⑤の書類は、小中学校両方の登録を希望する場合でも、提出は１部とします。

3　申請書類の受付期間

令和８年（2026 年）11 月２日(月)から 11 月 30 日(月)まで

※　窓口持参の場合は、土日を除く午前９時から午後５時まで（正午～午後１時を除く）

※　郵送の場合は、11 月 30 日(月)必着

4　申請書類の提出方法

申請に必要な書類一式を、学務課給食担当窓口(御成町 18-10　鎌倉市役所第４分庁舎１階)に持参又は郵送してください。提出書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。

5　登録の決定

申請書類を審査し、登録を決定した業者には、令和９年（2027 年）１月中に「鎌倉市立小学校給食用物資納入業者登録承認書（様式第３号)」又は「鎌倉市立中学校給食用物資納入業者登録承認書（様式７)」(小中学校両方の登録をする場合は承認書２通）を送付します。

6　登録後

⑴　小学校給食

登録内容は、学務課から鎌倉市立小学校に周知します。登録業者の中から学校が取扱品目、品質、規格、価格及び納入実績等を総合的に判断し、発注します。単価契約による購入を行う物資（調味料・乾物等）については、「鎌倉市立小学校給食用物資納入の手引き」をご確認ください。

⑵　中学校給食

登録内容は、学務課から調理等業務受託者であるハーベスト株式会社に周知します。給食用物資の選定方法については、「鎌倉市中学校給食用物資納入の手引き」をご確認ください。

7　登録申請にあたっての注意事項

⑴　申請前に、「鎌倉市立小学校給食用物資納入の手引き」、「鎌倉市立中学校給食用物資納入の手引き」をご一読ください。

⑵　本登録は、給食用物資を納入する業者としての事前登録であり、給食用物資の受注が必ずあるとは限りませんのでご了承ください。

⑶　中学校給食の「砂糖類」「油脂類」「調味料及び香辛料類」については、本登録申請による納入の対象外です。

⑷　申請書の記入誤りを修正する場合は、修正液を使用せずに訂正印を押印の上、正しい内容をご記入ください。

⑸　新たに納入を希望する業者もしくは新たに小学校給食又は中学校給食への納入を希望する場合は、納入方法等について事前に説明をしますので、学務課給食担当までご連絡ください。

⑹　受付期間終了後でも随時登録申請を受け付けますが、令和９年度当初からの登録ができない場合がありますので、ご了承ください。

８　登録の取消し

次のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことがあります。

⑴　虚偽の申請その他不正の手段により登録を受けた場合

⑵　誓約内容を遵守せず、学校給食の運営を著しく妨げた場合

⑶　その他の理由により、不適格業者であると認められた場合

＜提出先及び問い合わせ先＞

鎌倉市教育委員会　学びみらい部学務課給食担当

〒248-8686　鎌倉市御成町 18-10　第４分庁舎１階

電　話　0467-61-3804（直通）

ＦＡＸ　0467-24-5569